

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和8年度国道220号亀割峠防災漁業調査業務
業 務 概 要	国道220号亀割峠防災事業に伴う、漁業の実態調査、漁業補償金の算定一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 瀬戸 祐介 鹿児島市浜町2-5
契 約 年 月 日	令和 8年 4月23日
契 約 業 者 名	(株) 中央補償コンサルタント
契 約 業 者 の 住 所	福岡県北九州市小倉北区木町3-3-7
契 約 金 額	20,790,000円 (税込み)
予 定 価 格	20,878,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり。
業 務 場 所	鹿児島県霧島市地内
業 種 区 分	補償関係コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和 8年 4月24日
履 行 期 間 (至)	令和 9年 3月31日
備 考	

契 約 理 由 書

1. 業務件名 令和8年度国道220号亀割峠防災漁業調査業務
2. 履行場所 鹿児島県霧島市地内
3. 契約の相手方 住 所： 北九州市小倉北区木町3丁目3番7号
会社名： 株式会社中央補償コンサルタント
電 話： 093-571-4229
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、一般国道220号亀割峠防災工事に伴い、漁業へ影響が懸念されることから、その影響の程度について把握し、漁業の操業等の実態調査及び影響予測を行い、漁業補償金の算定等を行う業務である。

2) 業務の内容

本業務は、漁業影響等の概略検討・作業計画策定1式、漁業概要調査1式、漁業実態調査1式、影響予測1式、補償金算定1式、報告書作成1式を行うものである。

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低16社あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、1社から参加表明書が提出された。

提出された参加表明書を精査し参加資格を有することが確認されたため、同社を技術提案書提出者として選定しところ、技術提案書が提出された。

補償コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による補償コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績など実施方針に係る技術力を備えていると判断され、また、実施方針・実施フロー、工程表及びその他における提案が最も優れ、特定テーマに対する技術提案においても最も優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

鹿児島国道事務所 用地第一課長